

重要取組シート

取組項目	市税の徴収対策等の推進
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 市の財源の根幹をなす市税収入を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者に対しては、その状況に応じ、納税猶予など適切に対応する必要がある。 家族形態の変化（単身世帯や共働き世帯の増加等）への対応や納税者の利便性向上を図るため、電子納税を推進するなど納付機会を拡大する必要がある。 市税以外の債権の回収を進め、市全体の債権管理を推進する必要がある。
取組みの内容	<p>【市税収入の確保に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 従来のOJT研修にテレワークによる事例研究も実施し技能の向上を図る。 ○徴収スキル継承 <ul style="list-style-type: none"> 各係の事務取扱基準を活用し、徴収技術の共有化及び平準化を図る。 経験豊富な職員の暗黙知が形式知化できているかマニュアルや手順書を検証・見直しを行う。 ○賦課徴収業務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> 賦課・徴収業務における業務プロセスの可視化を行うとともに、専門性の高い職員の知見を活用し、業務の平準化を図る。 賦課・徴収業務の進捗が見える化するとともに、組織でのシェアリングを行うことで、進捗の管理・平準化を図る。 大阪府と府内市町が連携して地方税の滞納整理を推進する「大阪府域地方税徴収機構」に引続き参加し、高額・難件事案の解消を図る。 オンライン登記のさらなる拡充を図る。 ○民間との連携 <ul style="list-style-type: none"> 納税者の収入額・資産状況など保有する税情報を活用し、民間委託の納付勧奨コールセンターや財産調査などを行う収税事務処理センターに有用な情報を提供するなど、個々の状況に即した効率的、効果的な徴収対策を継続的に実施する。 <p>【市全体の債権管理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権管理推進会議幹事会を通じて、各債権の進捗管理を行い、債権所管部局が保有する債権の回収計画（H30～R2）に基づき、着実な債権回収を進める。 次期債権回収計画（R3～）策定に向け、内容について各債権所管課と調整を進める。 債権管理に関する業務支援を行うとともに研修を実施することで、職員の適正な債権管理の知識向上を進める。
スケジュール	<p>前期（～7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> □（4月～）OJT中心の研修の実施 □（4月～）納付勧奨コールセンターによる納付案内（電話・文書・訪問）や収税事務処理センター（財産調査など）の継続実施による現年分徴収対策の実施 □（4月～）新型コロナウイルス感染症の影響による納税猶予に関する事務手続きの検討 国、府、他市からの情報収集、実際の運用方法の決定、納税の猶予制度の周知など納税の猶予に関する準備事務の実施

スケジュール	前期 (～7月)	<input type="checkbox"/> (4月～) 大阪府域地方税徴収機構への移管催告及び徴収業務の開始 <input type="checkbox"/> (5月～) 納税猶予の実施、納税猶予に対応した納税証明の検討と実施 <input type="checkbox"/> (6月) コールセンターからの報告会 <input type="checkbox"/> (7月) 債権管理推進会議幹事会の開催及び計画の進捗状況を踏まえ、債権管理推進会議の開催検討(令和元年度の実績)
	中期 (～11月)	<input type="checkbox"/> (10月) コールセンター及び収税事務処理センターからの中間報告会
	後期 (～3月)	<input type="checkbox"/> (2月) 各債権の進捗状況の確認及び各委員への報告(令和2年度の進捗)
	次年度 以降	<input type="checkbox"/>